

五 イ 方 募 入 法 価 格 決 定 競 争 の 行 發 札 入

当も各
ての申
るか込
。らみ
その
のう
応ち
募応
額募
を価
順格
次の
割高
りい

四 三 二 一
發行方法の適そ拠記び根及の項及の法條律行稱号名
發行方法の適そ拠記び根及の項及の法條律行稱号名

○財務省告示第百六十号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、平成二十五年四月二十二日に発行した割引短期国債の発行条件等を次のとおり告示する。*

十 一 發	九 八	七 口 イ 払	六 口 イ 發	
發	振額最	低行争非者特国入価込	行争非者特国入価行	
行	替額入価・別債札格金	入価・別債札格行	入価・別債	
價	單面札格第參市發競金	札格第參市發競	札格第參市	
格	位金發競I加場行爭額	發競I加場行爭額	發競I加場	
平	す額の振千	六千十二	額億額	込募各
成	るの記替万	千七三兆	面七面	み限國
二	。整載法円	円百万三	金千金	の度債
十	数又の	十二千	額万額	応額市
五	倍は規	四千二	で円で	募の場
年	の記定	億八百	千二	額範特
四	金録に	三百六	七兆	を圃別
月	額はよ	千円十	三百	割内參
二	に、る	八一	千六	りに加
十二	よ最振	百億	二百	當お者
日	る低替	六七	八	ていご
	も額口	十千	十	るてと
	の面座	九八	三	。各の
	と金簿	万百		申応

十 十 十 十 十
六 五 四 三 二 口 𠂇

払者入場元償 償行争非者特国 入価
込札所金還 還入価・別債 札格
期参支金 期札格第参市 発競
目加払額 限発競I加場 行争

財務大臣から通知を受けた者 日額百円にうつべき百円に日本銀行の翌営業日までに、その銀行休業日に償還する旨の通知を受けた。この旨は、昭和二十六年四月二十一日付の「支払は期つての金額をとるに當たる」の如きの旨である。

平成二十五年四月二十二日